

サウルコス福井サッカースクール 平成 28 年度規約

第 1 条 [名称]

特定非営利活動法人 福井にJリーグチームをつくる会が運営するサッカースクール（以下「本スクール」という）は名称を「サウルコス福井サッカースクール」と称する。

第 2 条 [所在地]

本スクールは、福井県福井市花月 4-1-25 に事務局を置く。

第 3 条 [目的]

本スクールは福井県内を活動の拠点とし、県民の方々に対してスポーツの楽しさを伝え、健全な心身の育成に寄与するとともに、サッカー技能の向上を目指す。また、地域のスポーツ振興・地域社会の発展に貢献することを目的とする。

第 4 条 [入会資格]

入会できる者は以下の要件に適合する者とする。

- ①本人及び法定代理人（親権者または後見人）が本スクールの目的に賛同し、本規約を遵守する旨を誓約すること。
- ②スポーツを行うにあたって、適した健康状態にあること。
- ③参加を希望するクラスが指定する年齢であること。但し、事務局が認める場合を除く。

第 5 条 [入会手続]

会員申込書を提出のうえ、入会金、年会費、初回月会費を指定の口座へ納入しなければならない。なお、振込みの際の手数料はスクール会員負担とする。

第 6 条 [入会日]

入会日は入会する月の最初の活動参加日とする。2 回まで無料体験を可能とする。体験参加した後、同一月内に入会する場合はその月の最初の体験参加日にさかのぼり、入会日とする。初回月会費は入会日を含む月から発生するものとする。

第 7 条 [入会金及び会費]

本スクールの入会金及び会費、費用は開催コースにより異なる。詳細は活動案内に準ずる。

- ①入会金、年会費、初回月会費は、会員申込書提出後に直ちに納入しなければならない。
- ② 2 か月目以降の月会費に関しては、毎月 25 日（土日祝日にあたる場合は翌日以降の最初の平日）に当月分月会費を会員指定金融機関から自動引落しする。
- ③家族で入会する場合は、月会費の減免制度を適用する。その場合は「家族割引制度」を適

用し、2人目以降より1,000円割引(税別)とする。

- ④1人で2つ以上のスクールに参加する場合は、月会費の減免制度を適用する。その場合の月会費は、クラスに関わらず、2スクール目を3,000円(税別)、3スクール目を2,000円(税別)とする。但し、会場によってクラスの月会費が異なる場合は、最も高い金額のクラスに追加して上記の金額が加算されるものとする。
- ⑤納入した入会金及び会費は、理由のいかんを問わず返還しない。但し、本スクールが事由を認めた場合にはその限りではない。この場合の返金金額は、振込手数料を控除した金額とする。
- ⑥本スクールで設定する入会金及び会費の金額を変更する場合は、1ヶ月前までに予告するものとする。

第8条 [送迎・移動費用]

本スクールの一部の会場ではスクール生に対して送迎を行う。送迎にかかる費用は、本スクールが負担する。但し、クラスや送迎ルート、スクール生住所等の事情により、送迎を行えない場合がある。また、事情により送迎が行えなくなる場合や交通状況等により活動時間に遅れる場合、そのことについての補償は本スクールは行わない。本スクールによる送迎以外の移動にかかる費用は、スクール生負担とする。

第9条 [個人情報]

本スクールへの入会申込書に記載された個人情報は、本スクールの運営・活動に必要な範囲に限り利用できるものとする。

本スクール活動中に記録された写真、映像、音声に関する一切の権利は本スクールに帰属し、本スクールの広報活動や活動記録のために、ホームページやその他の媒体、資料などに使用されることに対し同意を得たものとする。

第10条 [会費の滞納]

会員が会費の納入を滞納した場合は、会員に対する指導を中止し、会員を退会させることができる。但し、本スクールに事前に承認を得ている場合にはその限りではない。

第11条 [休会・退会]

休会・退会する場合は、以下の通りである。

(1) 休会

- ①1ヶ月以上引き続いて活動を休む場合は、本スクール所定の「休会届」に必要事項を記入のうえ、休会を希望する月の前月末日までに提出する。休会届の提出がない場合は、月会費を請求する。
- ②休会期間は3ヶ月を限度とし、3ヶ月を超える場合は月会費を請求する。但し、本スク

ールに事前に承認を得ている場合にはその限りではない。

- ③休会中は欠席の振替を取ることは原則出来ない。但し、怪我などの理由により、事務局が認めた場合に限り、可能とする。

(2) 退会

- ①退会をする場合は、本スクール所定の「退会届」に必要事項を記入のうえ、提出する。
- ②「退会届」は退会を希望する日（退会日）を過ぎてから、さかのぼって提出することは出来ない。必ず「退会日」を含む月内かそれ以前に提出する。
- ③会員は「退会日」を含む月の会費・年会費を支払うものとする。
- ④小学6年生は3月末でスクール活動を満了し、原則自動的に退会するものとする。その際、「退会届」の提出は必要としない。但し、サウルコス福井U-15に継続参加する者等は例外とする。

第12条 [活動期間]

本スクールの活動期間は、原則として、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。なお、6年生を除き、スクール生からの申し出がない限り、自動的に新年度もスクール活動を継続するものとする。

第13条 [活動日時・会場]

活動日時及び会場は、本スクールにて設定するが、会場の使用環境・事情等に変更する場合もある。その場合は、事前に会員に連絡をする。

第14条 [保険]

- (1) 会員は入会と同時にスポーツ安全保険に加入をしなければならない。
- (2) 保険に関する費用は、原則、本スクール負担とする。但し、クラスによってはスポーツ安全保険費用を徴収しているクラスもあり、その場合は活動及び入会案内に記載する。
- (3) 保険の加入手続きは、本スクールが一括して代行する。
- (4) 体験練習参加者に対しては本スクールによるスポーツ安全保険の加入は行わないものとする。

第15条 [負傷時の処置]

- (1) 会員が、本スクール活動中に負傷した場合は、本スクールが応急処置を施す。
- (2) (1)の応急処置後に係る治療に要する費用は、会員負担とする。但し、第12条の規定する保険の範囲内で保険給付を受けることができる。

第16条 [禁止]

- (1) 本スクールの秩序、風紀を乱す行為。

- (2) 本スクール及び運営法人の名誉または利益を害する行為。
- (3) 指導スタッフの名誉または利益を害する行為。
- (4) 指導スタッフの指示や使用施設のルールに従わない事。

第17条 [除名]

会員が以下の事項に該当した場合は、直ちに除名することができる。

- (1) 本規約に違反したとき。
- (2) 刑罰法規に著しく抵触する行為を行ったとき。
- (3) 月会費を3ヵ月分以上滞納したとき。

第18条 [事故・事件]

会員は本スクールの活動に際しては、指導スタッフ及び会場責任者の指示、会場の諸規則に従って行動しなければならない。

本スクールのスタッフによる送迎中に起きた事故に対しての補償は、車両保険及び加入のスポーツ安全保険によって行う。本スクールは事故に対しての直接の補償は行わない。

また、盗難、傷害その他事故が発生しても、指導スタッフ、本スクール及び運営法人は賠償責任を負わないものとする。

第19条 [閉鎖]

本スクールは、社会情勢の変化、本スクールの継続を困難とする事由が生じた場合には、1ヵ月前に予告することで無条件に閉鎖することができる。

但し、天災等の不可抗力により本スクールの継続が困難となった場合には、予告なしに閉鎖することができる。

第20条 [改正・細則]

本スクールは必要に応じて随時規約を改正することができる。

また、規約に定めのない事項について細則を定めることができる。

附則

- 1 本規約は平成28年4月1日より施行する。